

# 東大阪市教育委員会令和5年4月定例会

1 日時 令和5年4月17日(月)

開会 午後2時00分

閉会 午後2時30分

2 場所 市庁舎18階 会議室1及び会議室2

3 出席者 (委員)

教育長	古川聖登
教育長職務代理人	山中雅仁
委員	堤晶子
委員	秦卓宏
委員	田中宏一

(出席説明員)

教育次長	北林康男
教育次長	森田好一
学校教育部長	永吉勝則
社会教育部長	望月督司
教育政策室長	西田幸史
小中一貫教育推進室長	西野要
施設整備室長	清水浩明
学校教育推進室長	中渕一博
社会教育部次長	早崎順一

(出席補助説明員)

学校教育推進室次長	吉本博明
高等学校課主幹	芦田じゅん

#### 4 議事

##### 【古川教育長】

ただ今から、東大阪市教育委員会令和5年4月定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は田中委員にお願いいたします。

4月定例会開催にあたり、まず、私から一言御挨拶をさせていただきます。

令和5年度最初の教育委員会の会議となります。

各学校園では、入学式や入園式などが行われ、新たな人や組織で力強くスタートしています。今日は大きく3点お話しいたします。

1つ目は、令和5年度の目標についてです。今年度は、私自身、本市の教育課題、学力向上、不登校、学校図書館の充実等に、これまで以上の真剣さをもって取り組み、改善していく決意です。最初に、本市の学校教育の基本目標を確認いたします。先週の校園長の集まりにおいても確認いたしました。すなわち、“すべての子どもに生きる喜びとあすをつくる力を”です。今を生きる子どもたちが、「学校が楽しい」という“生きる喜び”を創造する学校づくり、これこそが、全ての目標の最上位であると考えます。“学校が楽しいこと”、また“ウェルビーイングの向上”は、野田市長も常々言われていることでもあります。年度当初にあたり、今一度原点に帰り、このことを皆で確認しましょう。しかし現実には厳しく、特に学校に来ていない不登校の児童生徒数は、令和4年度にさらに増加したようです。コロナ禍の影響もあり全国的な傾向でもありますが、“すべての子どもに”という私たちの原点に帰り、新たな不登校を生まないように努力するとともに、学校以外でも社会的自立に向け、着実に前進していけるような施策を進めてまいります。そして、それぞれの課題の克服にあたっては、私たち教育委員と事務局が一体となってディスカッションをしてまいりたいと思います。

2つ目は、令和5年度予算・事業等についてです。3月議会において、令和5年度に新たな教育施策にかかる各種予算を御議決いただきました。特に、主に子育て家庭への支援策として、中学校給食費の恒久的無償化が決まり、また幼・こ・小・中学校の教職員の働

き方改革と教育DXのさらなる推進のため、統合型校務支援システムの導入には、大きな予算が計上されました。このシステムは、従来機能に加えて、アプリ型家庭連絡ツール、出退勤管理システム、グループウェア機能、学校日誌等へのデータ連携等を備えた最新版とする予定です。また、スクールヘルパー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員を増員するとともに、新規予算として、教育センター内に、不登校児の学習支援をオンラインで行う「ふれあいオンラインルーム」を設置いたします。さらに、STEAM教育推進のための研究費も新たに認められました。そのほか、中学校電子黒板をモニター型に更新するほか、モノクロ複合機を、保守込みの市一括契約として学校事務の軽減を図りました。さらに今年度は、総額89億円にのぼる体育館空調設備の学校への設置工事等が、中学校、高等学校等で始まります。施設の長寿命化も複数の小学校で行われる予定です。ドリーム21のプラネタリウムは、世界最高性能のものに更新し、野外活動センターも改修し、それぞれ今月からリニューアルオープンしています。

3つ目は、教職員の体制についてです。昨年度は、全国的な講師不足により、本市においても、年度が進むにつれ、先生が足りないという学校が出ましたが、幸いなことに、この4月の時点で、本市の小中学校、義務教育学校の教職員はすべて充足する形でスタートすることができました。通級による指導のための教員も、市の要望どおりの人数が配置されています。これらは、大阪府教育庁の御高配と、本市教職員課の努力によるものと感謝しております。なかでも、教職員課では、昨年度から講師募集動画のYouTube配信も新たに始めたのですが、講師の中には「これを見てきました」という方がおられ、広報にさらに力を入れるべきと思いました。なお、今年度も、いわゆる“働き方改革”（働きやすさ改革）を、行政と学校園が協力して進め、教職員一人ひとりの勤務時間の適正化を図ってまいります。

令和5年度が、子どもたちや市民にとって、楽しく、事故なく、更に充実したものとなりますよう、教育委員会と各学校園が心を一つに取り組んでまいります。

それでは、これより議事を進めさせていただきます。

本日の会議でございますが、日程第1「議案第20号 令和6年度使用東大阪市立高等学校教科用図書採択方針の件」から日程第8「報告第4号 委員会付議事項臨時代理処理の件」までを議題といたします。

それでは、議案の説明をお願いします。

#### 【北林教育次長】

それでは、議案の説明をさせていただきます。

日程第1「議案第20号 令和6年度使用東大阪市立高等学校教科用図書採択方針の件」につきましては、令和6年度に使用する市立日新高等学校の教科用図書の採択方針を、市立高等学校使用教科用図書選定委員会において種目ごとに選定され、学校長より報告を受けた教科用図書について、市教育委員会が慎重に検討の上、採択を行うこととする旨を決定するものでございます。

続きまして、日程第2「議案第21号 東大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員委嘱及び任命の件」につきましては、東大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則第2条及び第3条の規定に基づき、同選定委員会委員12名を委嘱及び任命するものでございます。なお、委嘱及び任命期間につきましては、令和5年4月17日から令和6年3月31日まででございます。

続きまして、日程第3「議案第22号 令和6年度使用東大阪市立小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）教科用図書の採択方針の件」につきましては、令和6年度に使用する市立小学校及び義務教育学校前期課程の教科用図書の採択方針を、東大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会より答申を受け採択を行うこととする旨を決定するものでございます。

続きまして、日程第4「議案第23号 令和6年度使用東大阪市立小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）教科用図書採択に係る諮問の件」につきましては、議案第22号の方針を受け、令和6年度に使用する市立小学校及び義務教育学校前期課程の教科用図書

の選定について、東大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会に諮問するものでございます。

続きまして、日程第5「議案第24号 東大阪市教育委員会の事務の点検及び評価に係る外部有識者委嘱の件」につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うため、東大阪市教育委員会の事務の点検及び評価に係る外部有識者に関する規則第3条、第4条及び第5条の規定に基づき、外部有識者3名を委嘱するものでございます。なお、委嘱期間につきましては、令和5年5月1日から令和6年4月30日まででございます。

続きまして、日程第6「議案第25号 盾津中学校区学校運営協議会委員委嘱及び任命の件」につきましては、東大阪市立学校運営協議会規則第7条、第8条及び第9条の規定に基づき、同協議会委員15名を委嘱及び任命するものでございます。なお、委嘱及び任命期間につきましては、令和5年4月18日から令和6年4月17日まででございます。

続きまして、日程第7「議案第26号 東大阪市立荒本青少年センター運営委員会委員解任及び任命の件」につきましては、人事異動に伴い、委員1名を解任し、後任の委員1名の任命を行うものでございます。任命期間につきましては、令和5年4月18日から令和5年6月30日までで、前任者の残任期間となっております。なお、参考として、次ページに同委員会委員名簿を添付しております。

続きまして、日程第8「報告第4号 委員会付議事項臨時代理処理の件」につきましては、教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき、臨時代理処理を行ったものの報告でございます。

臨時代理第4号「第2期東大阪市教育施策アクションプラン改訂の件」につきましては、令和2年3月のアクションプランの策定以降、毎年現状に即したものとなっているかを確認するなかで、3月31日付けで、これを改訂したものでございます。

続きまして、臨時代理第5号「東大阪市外国語指導講師活用業務業者選定委員会規則等を廃止する規則制定の件」につきましては、新たにプロポーザル方式等による事業者の選

定に係る附属機関として「東大阪市プロポーザル方式等事業者選定委員会」が設置されることに伴い、選定委員会を規定する教育委員会の4規則について、3月31日付で、これを廃止したものでございます。

続きまして、臨時代理第6号「東大阪市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」につきましては、令和5年第1回市議会において、市立学校及び教育センターの体育館に、空調設備を整備することに伴い、使用者が負担する空調設備使用料を定めた「東大阪市立学校施設使用条例」の一部が改正されたことをうけ、本条例施行規則について、3月31日付けで所要の改正を行ったものでございます。

続きまして、臨時代理第7号、第8号及び第9号の「一部職員の人事異動の件」につきましては、令和5年3月31日及び4月1日付で一部職員の人事異動の発令を行ったものの報告でございます。

以上でございます。何とぞよろしく御審議の上、御決定、御承認を賜われますようお願いいたします。

**【古川教育長】**

それでは、ただいまの日程第1「議案第20号」から日程第8「報告第4号」までの案件につきまして、何か御質問、御意見等はございますか。

**【古川教育長】**

少し補足しますと、アクションプランの改訂については、以前ご提示したのものから、先日の懇談会の意見を踏まえて修正したもので、私も最終確認させていただきました。ちなみに、今年度は新しいアクションプランを策定する予定でございます。

**【堤教育委員】**

臨時代理第5号の件について、規則を廃止することで変わった点をご説明していただけますか。

【笠松教育政策室次長】

本臨時代理処理につきましては、3月市議会におきまして、新たに市でプロポーザル方式の業者選定を行うにあたっての条例が制定されることに伴い、議案に記載しております4選定委員会の規則において、これまでにそれぞれ定めておりました業者選定に係る手続きについては廃止し、市の条例に一本化するものでございます。

【堤教育委員】

ありがとうございます。

【古川教育長】

他にございますか。

【各委員】

(特になし)

【古川教育長】

それでは、日程第1「議案第20号」から日程第8「報告第4号」までの案件について、原案のとおり、可決及び承認することに御異議ございますか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【古川教育長】

御異議なしと認めます。

日程第1「議案第20号」から日程第8「報告第4号」までの案件につきまして、いずれも原案のとおり可決及び承認することと決しました。

次に、報告をお願いします。

「令和5年第1回定例会の審議状況について」の報告をお願いします。

**【西田教育政策室長】**

令和5年第1回定例会の審議状況について報告させていただきます。資料は、報告書をご確認ください。市議会令和5年第1回定例会は、令和5年3月1日（水）から3月28日（火）までの28日間の会期で開催されました。本定例会における各議員による本会議質問は、3月9日（木）、10日（金）、13日（月）に、また文教委員会は3月15日（水）、16日（木）に開催され、それぞれ別紙1の審議報告のとおり、質疑・質問があり、議案の審議結果については、別紙2のとおりとなっています。

別紙1をご確認ください。主な2点の審議内容と、その他の数点の質問項目について報告させていただきます。まず初めに、「2. 主な審議状況」の「代表質問」中、2つ目の項目にもあります、中学校給食費無償化事業について、本件は、市立中学校及び市立義務教育学校（後期課程）の生徒保護者の経済的負担を軽減するため、恒久的に中学校給食費を無償化するものであります。「本事業については、非常に評価しているが、今後は、小学校給食費についても無償化を検討していくべきであると考え。」、「そのためには、さらに多額の財源が必要となることから、国や大阪府に対しても財源負担を要望するとともに、市としても予算確保に努めてほしい。」、「出生率が低下している昨今、東大阪市で子どもを産み、育てることに不安がないよう、今後の給食費のあり方についても検討すべきである」という質疑ならびに指摘がございました。

次に2点目、図書館基本構想策定事業（四条図書館整備事業）について、本件は、市立図書館全体のあり方を整理するとともに、再整備する四条図書館がどのような機能・サービスを担うべきか、令和6年度からの図書館行政の指針となる新たな基本構想を策定するものであります。今後、現在の四条図書館の敷地に複合施設として児童相談所と図書館を再整備予定であります。整備期間中、四条図書館が休館となることについて、「代替措置は検討しているのか。」、「よく読まれていた書籍を電子図書館で提供することや移動



図書館の巡回場所を増やすなど検討してはどうか。」、また「図書館と児童相談所の複合化について、メリットを活かすことはもちろん、デメリットになり得る要素については、設計段階から留意をしてほしい」等の質疑ならびに指摘がありました。

このほか

- 統合型校務支援システムの安定した運用の必要性
  - 学力向上に向けた教育費の先行投資の必要性
  - 教職員の働き方改革における管理職の意識改革の重要性
  - 部活動指導員と教職員間の、生徒に関する必要な情報共有のあり方
  - スポーツマウスガードの作製補助において、想定を超える申し込みがあった場合の上限人数の撤廃要望
  - 不登校であることが進学への弊害にはならないということの周知徹底とふれあいオンラインルームの利用促進
  - STEAM教育という正解のない学習における効果検証方法と新たな人材育成への期待
  - 学校司書の計画的な増員と学校図書館の常時解放に向けた要望
  - 家庭における経済状況や通信環境の差から生じる教育格差の現状
  - 教育委員会議のネット公開の必要性について
  - 長瀬荒本両青少年センターに関する予算の行政的意義
  - プラネタリウムの利用における親子割の検討要求
  - 野外活動センターにおける設定料金の妥当性
  - 令和5年度に実施される教科書採択業務について
- などの質疑、質問ならびに指摘がありました。報告は以上でございます。

#### 【古川教育長】

ただいまの報告について、御質問、御意見等はございますか。

【各委員】

(特になし)

【古川教育長】

それでは、次に、感謝状の贈呈について報告をお願いします。

【教育政策室より概要を一括報告】

・感謝状

施設整備室            2件

【古川教育長】

御質問、御意見等はございますか。

【各委員】

(特になし)

【古川教育長】

その他、教育委員の皆様から何か御質問、御意見はございますか。

【各委員】

(特になし)

【古川教育長】

冒頭に言い忘れていたのですが、新型コロナの対応について、4月からの学校での取り扱いとして、マスクの着用を求めないことを基本とすることに変わり、世間でも5月8日を目処に、5類に変わる予定で進んでいます。現在、本市の学校園も、新型コロナによる

学級閉鎖はない状態までできております。3年以上にわたったコロナ禍が、こういう形での変化があったということで、今後の学校教育も、以前と全く同じというわけではございませんが、G I G Aスクール構想も含めて、以前にも増して活性化していきたいところでございます。

それでは、本日の会議はこの程度でとどめたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【古川教育長】

御異議なしと認めます。

それでは次回の教育委員会議の日程を事務局よりお願いします。

【事務局より】

次回の教育委員会議につきましては、令和5年5月15日(月)午後2時より開会する予定にしております。

【古川教育長】

それでは、これをもちまして、東大阪市教育委員会令和5年4月定例会を閉会いたします。委員の皆様方、また、御出席の皆様、大変御苦勞様でした。

会議録署名委員

東大阪市教育委員会教育長	古川 聖登
東大阪市教育委員会委員	田中 宏一